

議案第 1 号

財産の処分に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 処分する目的
流通センター地内の未利用財産について有効活用を図るため
- 2 処分する財産
別紙のとおり
- 3 処分の方法
売払い及び譲与
- 4 売払価格
43,700,000 円
- 5 契約の相手方
盛岡市肴町4番5号4階
株式会社カガヤ不動産
代表取締役 加賀谷 輝 雄

令和4年1月4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別紙

1 土地（売払い）

所在地	種別	地目	面積
矢巾町流通センター南二丁目3番	土地	宅地	4,391.90 m ²
矢巾町流通センター南二丁目13番2	土地	雑種地	2,208.10 m ² (測量地積)
合計			6,600.00 m ²

2 建物及び構築物（譲与）

所在地	種別	構造	面積
矢巾町流通センター南二丁目3番	建物 (管理室)	鉄筋コンクリート造平屋建	169.00 m ²
矢巾町流通センター南二丁目3番	建物 (脱水棟)	鉄筋コンクリート造平屋建	99.75 m ²
矢巾町流通センター南二丁目3番	建物 (流入槽)	鉄骨造平屋建	124.80 m ²
矢巾町流通センター南二丁目3番	建物 (物置)	管理プレハブ造平屋建	12.96 m ²
矢巾町流通センター南二丁目3番	建物 (車庫)	鉄骨造平屋建	71.71 m ²
矢巾町流通センター南二丁目3番	建物 (車庫)	鉄骨造平屋建	180.00 m ²
矢巾町流通センター南二丁目3番	建物 (車庫)	鉄骨造平屋建	48.60 m ²
矢巾町流通センター南二丁目3番	建物 (事務室)	木造平屋建	98.54 m ²
矢巾町流通センター南二丁目3番	構築物 (処理槽)	鉄筋コンクリート造	571.05 m ²